

きそ ネット

第14号

みどりの交流・創造フィールド

発行 平成15年7月12日 長野県 木曾広域連合



水源の森に思いをはせて

～下流域で育てられて上流域の森へ～

5月11日に『木曾ひのき里親ボランティア植樹祭』
が王滝村で開催されました。

(詳しくは上下流交流のページで)

○木曾川上下流交流事業

さまざまな交流が行なわれています

○木曾広域介護保険情報

特別徴収の保険料が10月から増えるの!?

○木曾地域の資源循環を目指して

有機ハイランド調査の報告

○広域からのお知らせ

議会からの報告や各種募集等

○イベントのお知らせ

食の祭典や文化公園での催しもの、おいしく!楽しく!文化とふれあおう!!



木曾川上下流交流事業

～木曾川の上流域と下流域とのさまざまな交流が行われています～

いちのみやリバーサイド
フェスティバル

ゴールデンウィークの期間中、愛知県一宮市の木曾三川公園で『いちのみやリバーサイドフェスティバル』が開催され、木曾地域からも参加しました。

今年の木曾からの出店は「しいたけの菌打ち」「わら細工・つる細工・木の実のブローチ作り」の体験コーナーと、木曾の味と木工芸品を紹介した「木曾路の大物産展」でした。



また、観光PRとして木曾の源流水や無料入浴券のプレゼントやベア宿泊券が当たる抽選会をおこない、連日大勢の人でにぎわいました。

【森林整備協定締結記念】
木曾ひのきの苗木配布事業

木曾広域連合は、4月29日(みどりの日)にJA木曾 Aコープきそ店の特設会場で、木曾ひのきの苗木2000本の無料配布をおこないました。

この事業は、今年2月に締結された「森林整備協定」

を木曾川の上流域である木曾地域の皆さんに知っていただこうと企画したものです。

当日は配布予定時間の1時間も前から順番待ちの行列ができるほどのにぎわいで、それぞれの植樹場所にあわせてお持ち帰りいただきました。

また、環境問題に取り組んでいるJA木曾のご協力で、5月の連休には姉妹提携している愛知県のJAあいち知多との交流でも木曾ひのきの苗木を配布していただきました。

木曾ひのき里親
ボランティア植樹祭

愛知中部水道企業団(企業長 都築龍治豊明市長)、王滝村、木曾広域連合は、5月11日に王滝村九蔵で植樹祭をおこないました。

木曾川水系の愛知用水から飲料、工業、農業用水を供給している同企業団は、1年程前に管内で開催された文化産業祭りでボランティア登録を募り、木曾ひのきの苗木3000本を配布しました。当日は、ご年配の方や小さなお子さんを連れた家族通れの「里親」の皆さん約500名が訪れ自宅で大切に育てた苗木を大きく育



つよつよに思いを込めて『水源の森』に植えました。

植樹終了後、会場を銀河村キャンプ場に移して歓迎イベントを行いました。「御中太鼓くひ響く」による演奏や鏡割りの後、昼食には地元特産のイノブタ汁が振る舞われ、木工製品・ごへー餅を中心とした木曾の特産品の販売ブースでも賑わいを見せていました。木工体験などにも参加し、森林の大切さを終日感じながら木曾路を後にしました。

木曾広域連合と愛知中部水道企業団は、「水源の森」を上流・下流一体となつて守り育てようと『森林整備協定』を締結したことにより、今後もしろいろな交流活動を通して森林保全への意識を高めていきます。

地域の皆さんも
がんばっています

木曾川・水の始発駅フォーラム

「木曾川・水の始発駅フォーラム」が4月8日の夜、木祖村村民センターで開かれました。このフォーラムは、木祖村が主催して、水源地域の活性化を目指す行動計画「木曾川源流の里ビジョン」を具体的な形にするための第一歩となるものです。住民の皆さんが主体的に推進する趣旨から広く参加を呼びかけたところ、当日はあいにくの悪天候にもかかわらず、多くの熱心な村民が会場に足を運んで下さいました。

ビジョン策定の経過などの説明後、各プロジェクトのリーダーからプロジェクトの内容と取り組み方針が紹介され、参加した皆さんから活発な意見交換がなされました。

木曾広域連合もこのプロジェクトに参加し、木祖村の活性化や下流域との積極的な交流を進めていきます。

【4つのプロジェクト】

- ◎ 遊木民（ゆうぼくみん）プロジェクト
（仲間づくり、情報収集・発信）
- ◎ 四季の彩（いろどり）プロジェクト
（環境や景観の保全と創造）
- ◎ 源流の里体験・学びプロジェクト
（体験学習プログラムの開発）
- ◎ 食の塩梅（あんばい）プロジェクト
（特産品の開発と販売促進）



食の塩梅プロジェクトから、地元の食材を使って開発中の「五色彩りおこわ」「昔ながらのそば団子」「そば実かりんとう」の試食品が提供され、参加者は懐かしい自然の味を楽しみました。

◇パンフレット「木曾川源流の里ビジョンの概要」を配付しております。
木祖村役場企画財政課（Tel. 0264-36-2001）

◇ホームページをご覧ください。
<http://www.water.go.jp/chubu/misogawa>
E-mail アドレス misogawa@avis.ne.jp



木曾広域介護保険情報

介護保険料の決め方

平成15年度の木曾郡の保険料は以下の5段階になります

所得段階	対象者	保険料率	保険料額 (月額)	保険料額 (年額)
第1段階	生活保護受給者又は、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.5	1,510円	18,120円
第2段階	世帯全員が住民税非課税の人	基準額×0.75	2,265円	27,180円
第3段階	本人が住民税非課税(世帯の中に住民税課税者がいる)の人	基準額	3,020円	36,240円
第4段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	3,775円	45,300円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.5	4,530円	54,360円

平成15年度から保険料額が見直されました

- 平成14年度以前の各町村の基準年額(第3段階保険料額)は、平均(木曾郡内)26,448円でしたが、36,240円に増額となります。これにより、他段階の保険料額も増額となりました。
- これまでの住民税課税者である第4段階と第5段階の所得金額区分が、250万円から200万円へ変更になりました。これにより、第5段階の対象者の方が増えました。



保険料増額の理由とは？

- ・ 高齢化により、介護が必要な人が増えていること
- ・ 介護保険のサービスがよく利用されるようになったこと
- ・ これからの介護サービスの充実を図るため等の理由により保険料が設定されました。

介護保険料の納付方法(65歳以上の方の保険料)

(普通徴収) 前年度の介護保険料が納付書で納付が口座引き落としだった人

年金額が、年額18万円(月額1万5千円)に満たない方や、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金を受給している方、無年金の方は広域連合からお送りした納付書や口座振替の方法で個別に納めます。

なお、現在現金納付の方でも口座振替に変更されると、わざわざ納付に出向く必要もなく大変便利です。

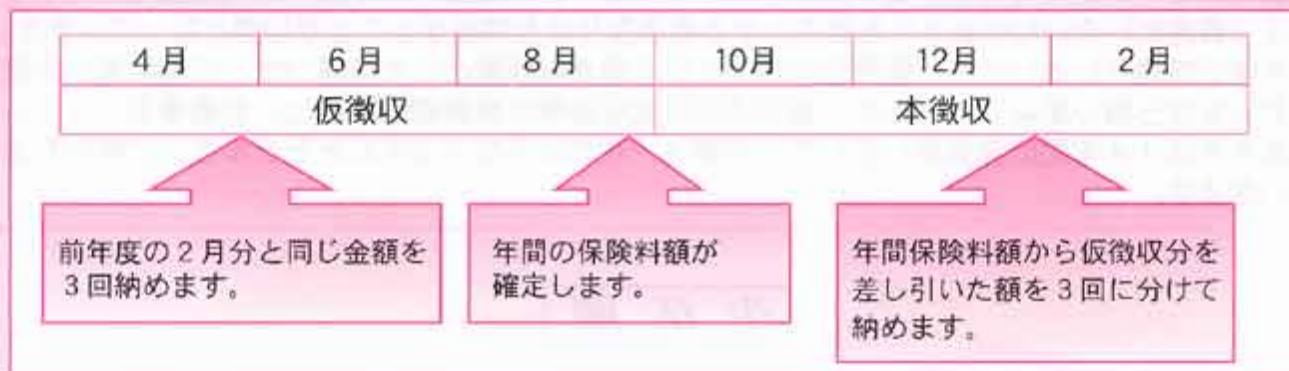


(特別徴収) 前年度の介護保険料が年金から天引きだった人

高齢・退職年金が年額18万円(月額1万5千円)以上の方は、年金から天引きの形で徴収されます。

4月から8月の3回は前年度の各町村から通知されている2月分と同じ金額を年金天引きさせていただきます。(この3回分を仮徴収といいます。)10月以降の保険料は住民税課税状況等に基づき決定した保険料の金額から仮徴収した保険料を差し引いた金額を、10・12・2月の3回に振り分けて納めていただきます。(この3回分を本徴収といいます。)

年間保険料額については、7月に所得段階を決定した後、通知書を送付します。



なお、10月、12月、2月の納付額は年間の介護保険料の増額により、4月、6月、8月の納付額より「約2倍の月額保険料額」になりますので、ご了承ください。(詳細は下記をご覧ください。)

特別徴収は、社会保険庁と所得情報交換を交わすのが年1回しかありませんので10月分の保険料からのみ新しい年度の月額保険料額や所得情報が反映されます。

今年度、介護保険計画の見直しにより増額した保険料分は4月～9月まで反映されていない事になります。(4月～9月までの保険料額は前年度最終期の月額保険料であるため。)そこで、10月から新しく算定され、皆様に通知される10月分からの保険料額は4月から9月までの保険料額が増額されていなかった分、月額保険料に加算されることとなります。



なお、普通徴収の方におかれましては、4月分から新保険料額が反映されているため所得が確定される、9月分からは所得の変更がない限り増減はありません。(8月分は、差額調整が若干あります。)

このような場合には特別徴収から普通徴収に変わります。

平成15年度中に

- ・65歳になったとき
- ・年金を受けはじめたとき
- ・他の市町村から転入してきたとき
- ・所得段階の区分が変更になったとき



◇保険料を納めることが困難な方に介護保険料の減免を行う制度があります。

詳しくは木曾広域連合介護保険係または各町村役場介護保険担当係までお問い合わせください。



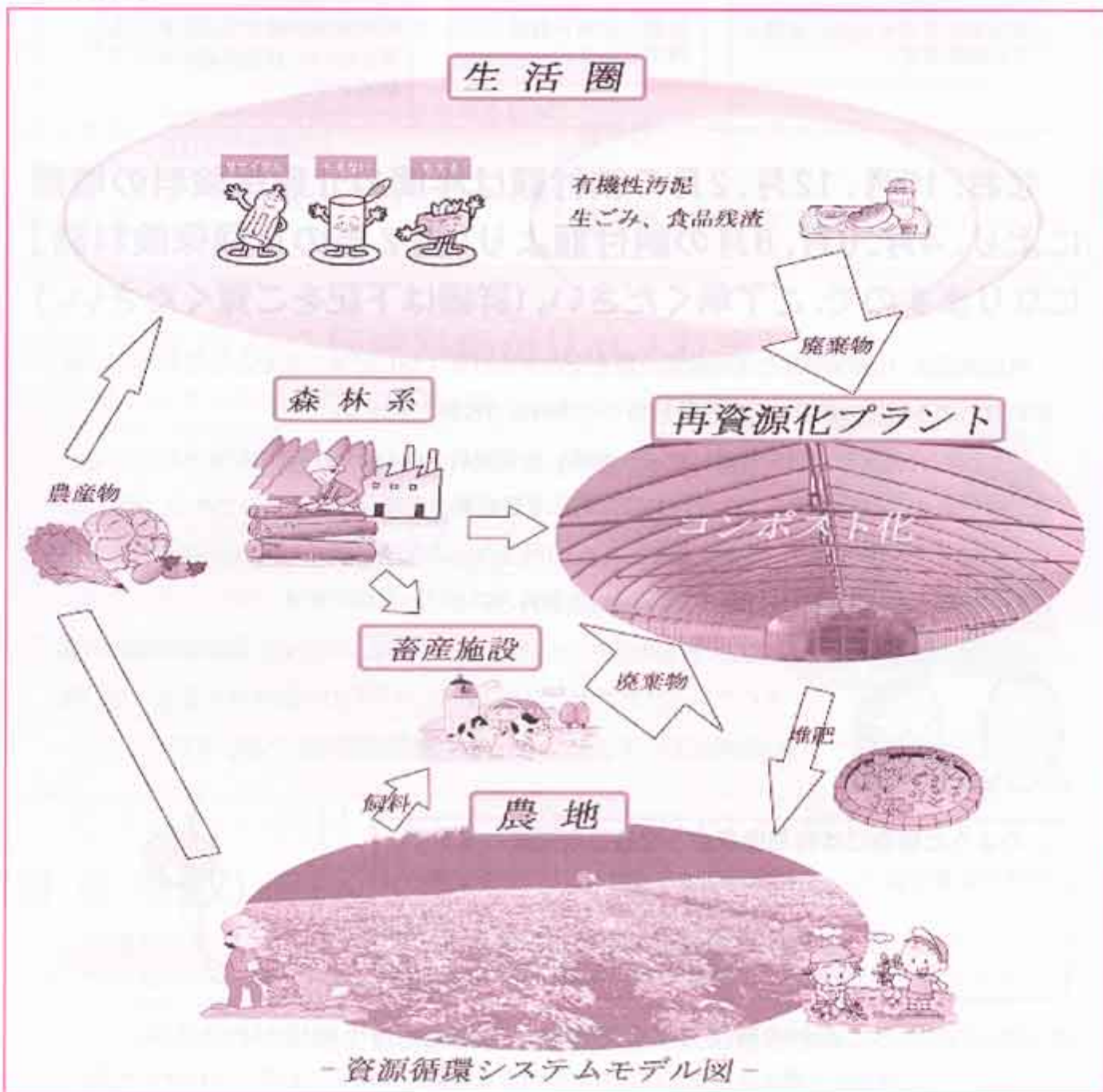
木曾地域の資源循環型システムをめざして

「有機ハイランド調査」

近年の大量消費型の生活スタイルや社会構造変化による廃棄物の増加は、生活環境の負荷と処理コストの増大や処分場の容量不足等の重大な社会問題を引き起こしています。

こうした中で、よりよい生活環境を築くため、循環型社会形成推進基本法、容器包装リサイクル法等のリサイクル関連法が種々施行され、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（資源化）のいわゆる3Rを基本とする循環型社会を構築することが目標となっています。

木曾広域連合においても、循環型地域づくりを重要な課題として位置づけ、広域計画との整合を計りながら取り組んでいくため、資源活用可能な有機性廃棄物を重点とした循環型システムの調査を平成14年度に実施致しました。今後は、次のようなシステムをモデルとして検討を進めていきます。



広域からのお知らせ

第一回臨時議会の内容

5月15日に臨時議会が行なわれました。この臨時議会は4月下旬の統一地方選挙により連合議会への選出議員の変更があったため議会構成を決めるために開催されたものです。

第二回定例議会の内容

5月20日に行なわれた第2回定例議会では、監査委員や公平委員会委員の選任や平成15年度補正予算について、介護保険条例・木曾寮に関する条例等が審議されました。

議会終了後に町村合併の進捗状況や中信地区廃棄物検討委員会、有機八イラント調査、木曾広域CATV整備基本設計報告書についての報告がありました。

木曾広域連合福祉・保健医療懇談会について

木曾地域の福祉や保健医療における現状を認識し、地域的課題を提起する目的で設置された木曾広域連合福祉・保健医療懇談会。医師、社会福祉施設事業者や住民代表等で構成されており、これからの木曾の住民生活を考える上で、福祉・保健医療上の課題を提示し、地域として問題意識を深めるために提言書をまとめました。今後懇談会は提言内容の検討を深め、行政施策へ提案をしていきます。又、ホームページ内でご意見を募集しております。福祉医療にちよっと一言ありませんか？

提言書の詳細はホームページに掲載されております。 <http://www.kisoji.com/kisokoiki>

広域計画策定

委員公募

広域計画は広域連合の取り扱う事務の基礎となるもので、現在の広域計画は平成11年度に策定されたものです。

このたび第二次の策定にあたり木曾圏域の今後の振興発展を目指す広域計画を作るため、行政や郡内の主な団体から選出される委員のほかに、木曾郡の住民の方から計画策定委員を公募いたします。

環境・清掃等に関する標語を募集!

皆さんが親しめる身近な環境衛生を目指して小中学生の皆さんに環境・清掃に関する標語を募集いたします。

採用された標語は木曾広域連合関連施設等に掲示させていただきます。

応募資格

木曾郡在住の小中学生の方

標語の内容

環境・清掃に関する標語30字以内ならOK!
(例きれいな環境住み良い家庭)

応募方法

標語(氏名、住所、学年、電話番号)を記入の上、木曾広域連合環境課に郵送して下さい。(住所はこの広報紙の背面を参照下さい。)

募集期間

平成15年8月10日まで

募集中

問合せ先 木曾広域連合 総務課
(0264-23-1050)



予告 第3回 木曾路 食の祭典



おいしく、楽しく、賑やかに、 ふるさと木曾路の伝統の味が大集合!



木曾路の伝統の食を中心に
『物産・工芸・体験・文化催事』
が盛大に展開されます!

- 日時: 10月4日(土)・5日(日) 10:00~15:30
- 会場: 木曾文化公園(木曾郡日義村)
- 【同時開催イベント】
- ◎10月4日(土)木曾郡農林水産物まつり・木曾駒高原きのこまつり
- 会場: 日義村木曾駒森林公園 事務局 0264-26-2301
- ◎10月5日(日)第21回信州木曾開田高原そば祭り
- 会場: 開田村ふるさと広場・開田村全域 事務局0264-42-3331

販売出店者及びステージ イベント出演者募集!!

連絡先 木曾路食の祭典実行委員会
(木曾広域連合広域振興課 0264-23-1050)
締切 8月20日(水)まで

木曾文化公園イベント

東京ポップスオーケストラ

10月24日(金) 開演 19:00
チケット販売開始 8月8日(金)



様々なサークルや団体が日頃の練習成果を舞台上で発表しています。



新・美空ひばり物語

11月28日(金) 開演 19:00
チケット販売開始 9月19日(金)

- ◆木精の響き◆
～木曾の木造り楽器の集い～
10月4日(土)
- ◆木曾太鼓フェスティバル2003◆
10月5日(日)
- ◆木曾演劇フェスタ2003◆
11月16日(日)
- ◆羽ばたけ未来へ子どもたち2004◆
第13回子どもたちによるステージ発表会
16年2月2日(日)

～出張公演in山口村～

朗読劇「この子たちの夏」

8月9日(土) 開演 19:00
山口村村民センター



お問い合わせは
木曾文化公園(0264-23-8011)まで
<http://www.kisoji.com/kisobunka>

本誌に関するご意見・ご感想をお気軽にお寄せください。

〒399-6101 長野県木曾郡日義村4898-37
TEL 0264-23-1050 FAX 0264-23-1052 E-mail soumu@kisoji.com
ホームページ <http://www.kisoji.com/kisokoiki>